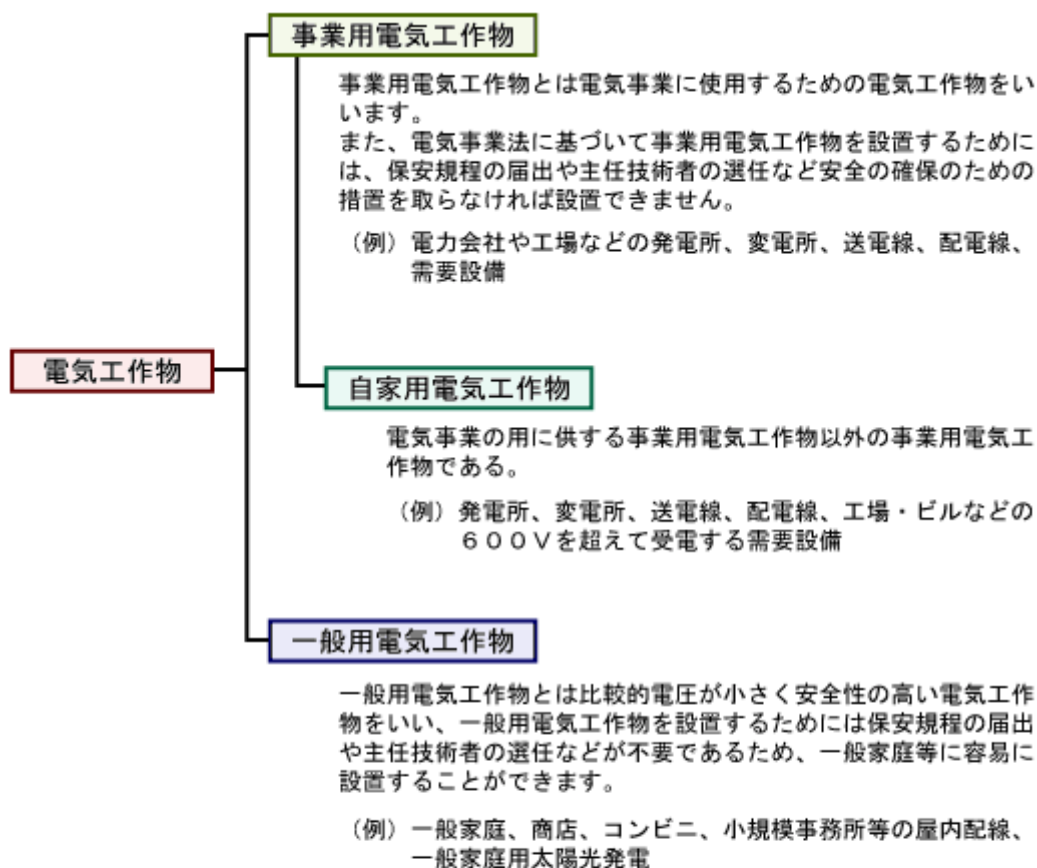


参考資料 5

電気事業法上における「電気工作物」の
区分等

◎ 電気事業法上における「電気工作物」の区分

対象とする電気工作物は、発電所（火力・水力・燃料電池・太陽電池・風力）、変電所、送電線路、配電線路、需要設備

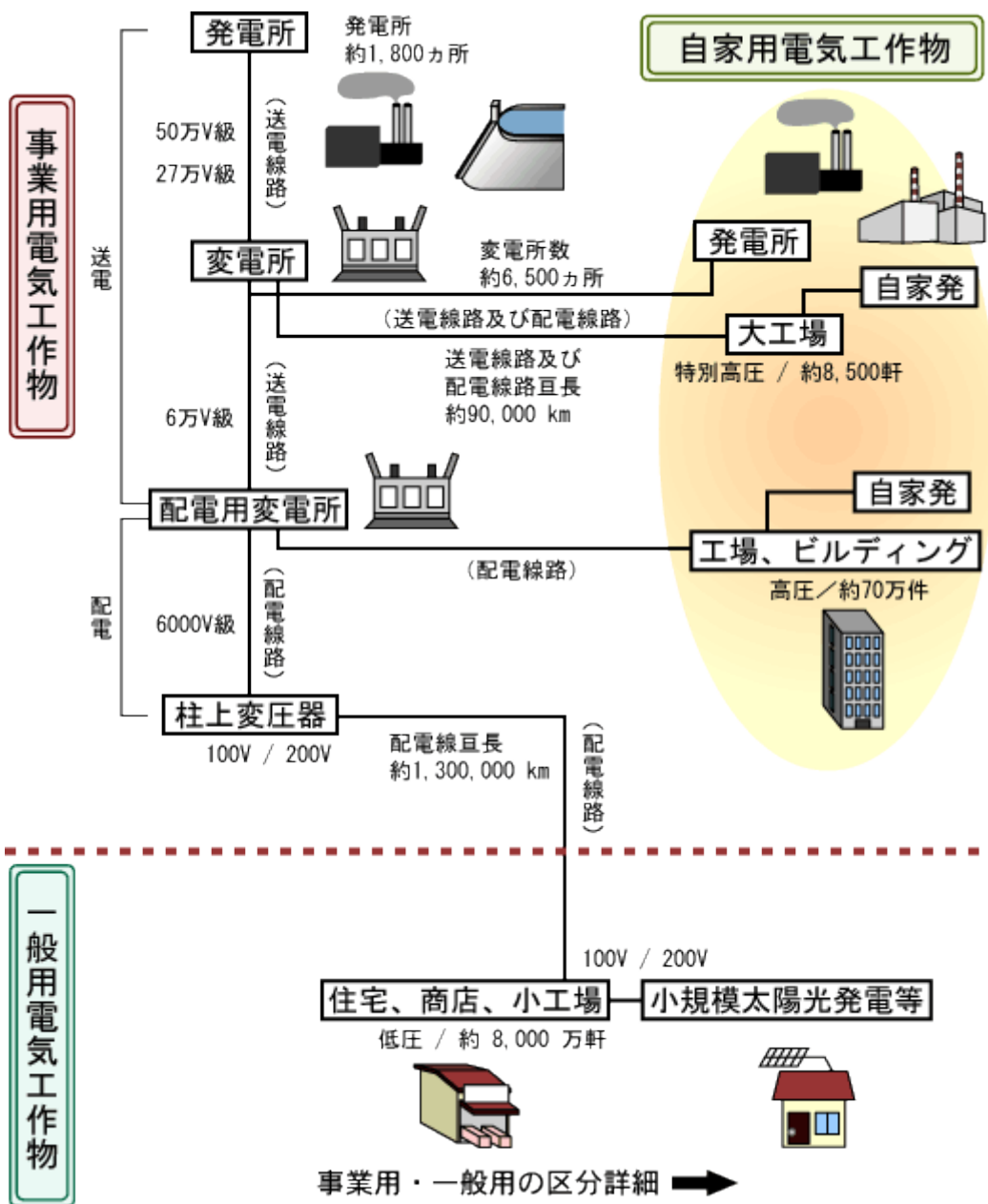


※小出力発電設備とは

- ① 太陽電池発電設備であって、出力50kW未満のもの。
- ② 風力発電設備であって、出力20kW未満のもの。
- ③ 水力発電設備であって出力20kW未満のもの（ダムを伴うものを除く）。
- ④ 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のもの。

ただし、同一の構内で①から④の設備が電氣的に接続された場合の設備の出力の合計が50kW以上となった場合は小出力発電設備ではありません。

- ⑤ 燃料電池発電設備（固体高分子型又は固体酸化物型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあっては、1.0メガパスカル）未満のものに限る。）であって、出力10キロワット未満のもの。



(出典；経済産業省原子力安全・保安院)

◎ 事業用電気工作物（自家用電気工作物）及び「一般用電気工作物」の保安規制

- ① 自家用電気工作物（設置者への）の保安規制（設置者に対し、自主保安による保安管理を的確に行うよう求めている）

- ・電気工作物の維持（保安の確保）・・・技術基準適合義務（法第39条）
- ・自主保安義務・・・保安規程作成・届け出・遵守義務（法第42条）
- ・保安の監督をさせる義務・・・主任技術者選任義務・職務誠実義務（法第43条）
- ・使用開始の届出・・・自家用電気工作物使用開始届出（法第53条）
- ・事故等の報告・・・・・・・・・・・・・・・・報告義務（法第106条）
- ・自家用電気工作物（500kW未満の需要設備）については、電気工事士法の対象とし、工事の段階での安全を確保（電気工事士法第5条）
- ・電気用品安全法による、適合機械器具、材料の使用義務（電気用品安全法第2条）

② 一般用電気工作物の保安規制

- ・電気工作物の維持（保安の確保）・・・技術基準適合義務（法第56条）
- ・定期的（4年又は5年／毎）な調査・・・・・・・・調査の義務（法第57条）
- ・電気工事士法の対象とし、工事の段階での安全を確保・・・（電気工事士法第5条）
- ・電気用品安全法による、適合機械器具、材料の使用義務（電気用品安全法第2条）